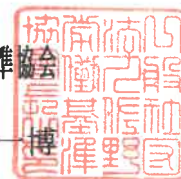


会員各位

一般社団法人佐野労働基準協会

会 長 藤波一博



自由研削といし(グラインダー)の取扱い作業に係る 特別教育の実施について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、自由研削といし(グラインダー)の取扱い作業については、労働安全衛生法の規定に基づき特別教育を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならないことになっております。

特別教育は本来、個々の事業場で実施すればよいことになっておりますが、適当な指導者がいないとの理由で、特別教育を実施しないまま当該業務に就かせているところが見受けられる実情にあります。

これらの状況を踏まえ当協会としては、栃木労働基準監督署の指導に基づき、会員事業場の利便を図り、下記により標記の特別教育を実施することと致しました。

つきましては、グラインダーを設置し、研磨等の作業を行っている事業場につきましては、数少ない機会でもありますので、是非、この際受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和3年8月19日(木) 午前8時50受付(午前9時~午後4時30分)
2. 場 所 佐野市勤労者会館(佐野市浅沼町796 TEL21-1830)
3. 受講料等 ¥9,320ー (受講料¥8,000税込・テキスト代¥1,320税込)
4. 申込方法 令和2年7月30(金)までに、受講料を添えて申込書により当基準協会に申込み下さい。定員は30名です。
(受講料を振込み希望の場合はお問い合わせ下さい。)

一般社団法人佐野労働基準協会 佐野市富岡町1296-3 TEL24-6470

5. その他 *昼食は各自ご用意下さい。(外出可)
*申込書記載の個人情報、個人情報法に留意し、受付簿・終了証作成のみに使用管理致します。

*締切日後、受付取消による受講料のご返金はできません。